

豊橋市民病院

テレビ付床頭台及びランドリー等

運営事業者募集要項

令和4年10月

豊橋市民病院

1 募集概要

豊橋市民病院（以下、「当院」という。）において、「3 設置設備の必要台数」にて指定する場所にテレビ付床頭台やランドリー（洗濯機、乾燥機）等を設置し、管理運営を行う事業者を募集します。

2 病院概要（令和4年4月1日現在）

- (1) 施設名 豊橋市民病院（開設者 豊橋市長 浅井由崇）
- (2) 所在地 愛知県豊橋市青竹町字八間西 50 番地
- (3) 病院の規模 病床数 800 床（一般 780 床、結核 10 床、感染症 10 床）
- (4) 1 日平均患者数
 - 令和元年度 入院患者数 709 人／日、 外来患者数 2,002 人／日
 - 令和2年度 入院患者数 635 人／日、 外来患者数 1,817 人／日
 - 令和3年度 入院患者数 630 人／日、 外来患者数 1,917 人／日
 - 令和4年度（8月まで） 入院患者数 620 人／日、 外来患者数 1,920 人／日
- (5) 職員数 約 1,800 人（委託職員等含む）
- (6) 外来診療日等 外来診療日 土・日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日
外来診察時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

3 設置設備の必要台数

別紙参照

4 運営条件等

- (1) 運営許可及び運営期間等
 - ・指定場所の売店運営許可は行政財産目的外使用の方法で行い、使用許可期間は 1 年間（初年度は許可日より令和 6 年 3 月 31 日まで）としますが、運営状況が良好で、許可内容・条件等に違反がない場合には更新することができます。なお、運営事業者の見直しを行うため、更新は 4 回までを目処とします。
 - ・豊橋市行政財産管理規則に基づく目的外使用許可の条件に違反した場合、又はその他当院に不利益を及ぼした場合は、使用許可を取り消すことがあります。
- (2) 設置設備の利用料金及び支払方法について
 - ・利用料金は、提案によるものとしますが、以下の金額を超えないようにしてください。
 - ① テレビは 1 時間あたり 50 円
 - ② 冷蔵庫は 1 日あたり 110 円
 - ③ 洗濯機機能のみ及び乾燥機機能のみ（ただし乾燥機は 30 分以上使用できること）を利用する場合は 100 円/1 工程
 - ・上記①から③は全て共通のカードで支払ができるようにしてください。また、カードは本募集要項に規定する設備以外で使用させるような提案をすることも可能です。
 - ・カードはプリペイド方式とし、入金（チャージ）機能を持たないものとします。また、精算が 10 円単位まで可能としてください。なお、1 円単位の精算について利用者から要望等があった場合は、誠実な対応を行うようにして下さい。
 - ・冷蔵庫は 24 時間課金となりますが、停電等があっても課金がリセットされないようにしてく

ださい。

- 洗濯機・乾燥機については、停電等により課金がリセットされた場合、利用者の申し出により返金等、誠実な対応を行うようにしてください。

(3) メンテナンス体制について

- 事業者が設置管理する設備は、テレビ等のリモコンの電池交換、洗濯機・乾燥機のフィルタ清掃等も含み、全て事業者によるメンテナンスの対象とします。(リモコンの電池交換は電池切れを起こす前に定期的な交換を行うことが望ましい。) また、設備によっては予備機を用意する等、設備トラブルに対して迅速な対応を行う環境を整えてください。なお、当院が指定する1室を予備機保管部屋(従業員の待機部屋とすることも可能)として使用許可します。
- メンテナンスを行う従業員を常駐させるものとし、清掃や故障、クレーム等に対して迅速な対応を取るようにしてください。ただし、具体的なメンテナンスの方法、頻度、常駐時間帯、常駐人員数等は提案によるものとします。なお、床頭台等は「患者の退院または転床連絡を受けて即時清掃」を原則とします。
- 迅速な対応のため、当院指定機種の手持電話又は PHS (以下、「携帯電話等」とする。) を携帯し、院内各所からの連絡に対応してください。該手持電話等の取得及び運用、内線子機登録に係る費用は事業者負担とします。なお、院内携帯電話等アンテナ網を利用した内線番号付与を行うため、外線発着信を不要とする場合は携帯電話事業者との契約は不要であり、携帯電話等本体のみを用意してください。

(4) 当院への使用料について

- 当院への使用料は月ごとに精算し、支払うものとします。そのため、売上及び精算に係る報告書を毎月提出してください。
- ランドリーに係る光熱水費は、コース別の使用回数から算定した額を別途支払うものとし、それ以外の設備に係る光熱水費は全て使用料に含むものとします。
- 使用料は、テレビカードの売上(税込)から該当月の精算金額を差し引いた金額に対する割合で提案してください。なお、提案にあたり最低使用料率等の設定はしませんが、現在の使用料率や提案者それぞれの使用料率等に基づき点数化するものとします。

(参考) 現在の使用料率 売上額の 37%

(5) 費用負担区分

費用負担区分は以下を基本とします。区分の困難なものは協議により決定します。

	当院	運営事業者
保管(待機)部屋の内装及び設備機器工事等		○
設置したテレビのNHK受信契約		○
清掃(廃棄物処理含む)・予備機保管部屋警備		○
安全・防犯対策、火災保険料等		○
防虫・防鼠(ただし機器へは行わない)	○	

(6) その他留意事項等

- 営業開始日は令和5年4月1日としますが、本募集により特定した運営事業者が現行の運営事業者以外の場合、現行の運営事業者がその所有に属する物件の撤去及び変更した設備の原状回復を行い、当院に返還した日からとします。ただし、特定した運営事業者の責に帰さない事由により、営業開始日までに営業が困難であると当院が認めた場合は、当院が別に定める日とし

ます。

- ・運営事業者は、市有財産目的外使用許可期間が満了したとき又は解除に至ったときは、運営事業者の負担により施設設置前の状態に回復させ、かつ当院が指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、当院が原状回復の必要がないと認めたときはこの限りではありません。
- ・利用者が気持ちよく利用できるよう、従事する従業員には、病院内での業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なり（名札・ユニフォーム着用とします）で接客・対応してください。このために運営事業者は積極的な接遇研修や感染症対策等、各種研修教育に努めなければなりません。
- ・衛生管理・感染症対策を徹底してください。また、運営事業者の責任において、従業員に定期健康診断を受診させるなど、健康管理を行ってください。
- ・クレームや要望等について、意見箱を設置するなど利用者からの意見・要望を受けられる体制を構築し、意見等については運営事業者で迅速かつ誠実に対応するとともに、意見や対応策等を当院に報告してください。また、事故等が発生した場合は速やかに当院へ報告してください。
- ・**資金決済に関する法律（平成 21 年 6 月 24 日号外法律第 59 号）上の登録が必要となる者は登録証の写しを下記「8. 応募申込手続」（ア）と同時に提出してください。**
- ・利用者が設置設備を破損・紛失した場合、その修理費用等については、悪質かつ故意であるものを除き、原則として事業者が負担するようお願いします。
- ・使用許可期間中に当院から台数の変更希望をした場合は、極端なものを除き柔軟に対応してください。なお、使用許可期間中に病棟閉鎖などで利用台数の減少があった場合の機会損失については、原則補償はしないものとします。
- ・設置設備の移動が発生した場合は、原則として事業者の負担において行ってください。なお、日常的な床頭台の移動（転床、転室、転棟等）は、原則として当院が行うものとします。
- ・期間満了や取消し等により本事業が終了した際のテレビカードの返金（精算）については、利用者とのトラブルが無いよう柔軟に対応してください。
- ・防犯は事業者の責任において行ってください。なお、事業者独自に防犯カメラ等を設置する場合は、「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（令和 25 年 3 月 27 日 愛知県防災安全局県民安全課策定）」に準じて設置運用してください。
- ・院内に別に設置する放送設備等により、当院が発信する情報（入院案内等）をテレビに映し出す必要が発生した場合は、無料で見られるよう対応してください。そのため、空きチャンネルの 1 つを予め放送チャンネルとして登録設定してください。なお、実施に伴うハードウェアに係る部分の費用負担は基本的に当院が行うものとしますが、その他費用負担は事業者が負担することを原則とし、協議により決定するものとします。
- ・本事業に関係のない第三者への利益誘導となる、又は当院に相応しくない広告の掲示を禁止します。ただし、当院と協議し、当院が認める場合はこの限りではありません。
- ・従業員は当院の従業員用駐車場を利用可能ですが、利用車両を当院へ報告することとします。また、当院が指定する区域のみ利用できることとします。なお、利用車両 1 台につき年額 4,500 円程度の費用負担（令和 4 年度：一人あたり年額 4,260 円）が必要です。
- ・当院から以下の事項について要請があった場合は、全面的に協力していただきます。
 - （ア）電気設備点検、法定点検及びその他の点検
 - （イ）施設の修繕・改修工事

(ウ)当院の行う避難訓練や研修（個人情報保護等）

(エ)災害発生時や緊急時における当院からの指示

(オ)その他病院運営上必要な事項

- ・器具、設備や商品等の搬入・搬出時間及び経路については、当院の指示に従ってください。
- ・当院は敷地内禁煙です。
- ・運営事業者見直しの際、各種データ提供や新たな事業者への引継ぎ等には全面的に協力してください。
- ・当院所有の備品等を第三者へ移転又は利用させることを禁止します。
- ・当院の施設、設備等を損傷した場合は賠償していただきます。第三者へ被害を与えた場合も同様です。
- ・その他定めのない事項については、その都度、当院と運営事業者が協議の上、定めるものとします。

5 設置設備について

(1) 全般事項

- ・設置する設備等は全て「壊れにくい」「高品質」「省エネ」であること。なお、これらを示すために国内主要メーカー製の品を希望します。
- ・下記(2)及び(3)の各設備については、「同一規格」とすること。(例：床頭台 200 台は A 社製、500 台は B 社製 は認めません)
- ・提案する設備等については、メーカー名、サイズ、消費電力等、比較判断するために必要な情報を含めて提案してください。
- ・提案する設備等のうち耐震対策を取られていないものを設置する際は、事業者の負担により耐震固定を行うことを原則とします。
- ・提案設備であっても、必ず内容について当院と事前に調整を行い、承認を受けてから行うこと。
- ・残金表示メータは容易に残高（残金または残時間）が分かるよう表示すること。
- ・当院の既存設備と競合する可能性があるため、以下機能は提案及び使用を不可とします。
 - ① 無線 LAN 及び Wi-Fi 機能
 - ② 別に設置する医療機器等（医療情報端末や電子カルテ等を含む）のデータを利用する機能
- ・特に記載が無い項目は、新品を用いない提案も可とします。(ただし、使用料率は現在の使用料率分を差し引いて考える等、評価点は大きく下げて評価します)
- ・破損・汚損等により使用が適切でないと当院が判断した場合、直ちに良品と交換すること。

(2) 床頭台及び床頭台付属設備

ア. 床頭台（標準型）

- ・サイズは幅 50cm×奥行 65cm×高さ 175cm（キャスター部分を含む）程度を上限とし、同型のものは設置場所に限らず共通の仕様とすること。
- ・転倒防止機構及び高い耐震性を持つこと。なお、ロック方式はペダル等で容易かつ設置位置を限定せずにロック可能なものとし、1つの動作で完全にロックできるものであること。
- ・豊富な収納スペースを備えること。また、収納式のフックやタオルハンガーを備える等、側面や空いた面等を有効に活用できるようにすること。
- ・側面にマグネット等が接着できる機能を有していること。

- ・引出し式のテーブルを備えること。なお、用紙等の紙落ち防止機構を備えること。
- ・床頭台付加設備（テレビ、冷蔵庫、金庫、DVD・Blu-ray プレーヤー）を格納していること。
- ・一般家電製品等が利用できるコンセント機能を備えており、以下条件を満たしている。
 - ① コンセントは白色かつ二口である（白色で無い場合は、医療用コンセントではないことが明確に分かるような注意書き等を付近に掲示のこと）
 - ② 他の医療用コンセントとの混同を避けるデザインである
- ・夜間に足元を照らすフットランプ（常夜灯）機能を備えており、以下条件を満たしている。
 - ① 無料で利用できる
 - ② LED 等省電力かつメンテナンス性に優れたもので、過度に明るくない（豆電球程度）
 - ③ 利用者が容易にフットランプ機能を入切できるスイッチを床頭台の見やすい位置に設け、明るい日中は作動しないよう明暗センサーを備えている
 - ④ 意図しない動作をする可能性があるため、人感センサーは使用しない

イ. 床頭台（ベッドサイド（オーバー）テーブル型）

- ・サイズは幅 130cm×奥行 40～50cm×高さ 100cm（後述の高さ調節機構を備える場合を除く）程度とする。
- ・転倒防止機構及び高い耐震性を持つこと。なお、ロック方式はペダル等で容易かつ設置位置を限定せずにロック可能なものとし、1つの動作で完全にロックできるものであること。
- ・床頭台付加設備（テレビ）を格納していること。
- ・前面にリモコンが置ける収納スペースを備え、背面に治療用の小物等を入れるための収納スペースを備えること。なお、前面側の収納はリモコン置場のみで足りるため、引き出しを背面側に引き出せる等、形状を工夫すること。
- ・床頭台の高さを手動で調節でき、電動ベッドに接触しないようにできる。
- ・1つの動作で全輪が同時に固定及び解除できる。

ウ. 床頭台（サイド（オーバー）テーブル型）

- ・サイズは幅 70cm×奥行 40～50cm×高さ 100cm（後述の高さ調節機構を備える場合を除く）程度とするが、集中治療センター内で用いることを想定しているため、片足で支えることができる形状であること、また点滴台など用いる際に阻害する形状でないもの。
- ・無料で用いる予定であるため、テレビのみ格納していること。
- ・その他、上記イと同様であること。

エ. 床頭台（椅子（オーバー）テーブル型）

- ・サイズは幅 90cm×奥行 40～50cm×高さ 100cm（後述の高さ調節機構を備える場合を除く）程度とする。
- ・その他、上記イと同様であること。

オ. テレビ

- ・19 インチ以上であること。
- ・利用者が容易かつ上下左右自由に視聴できるよう位置調節可能なアーム等アングルを備えること。
- ・地上デジタル放送及び BS デジタル放送を受信でき、番組表が表示できること。
- ・多床室における混線防止対策を取りつつ、リモコンの効きや使い勝手が家庭用テレビとそれほど遜色がないこと。（最もテレビが多いのは外来治療センターの 27 台となります）

- ・リモコンは日本語表示で分かりやすいこと。
 - ・イヤホン専用とし、利用者ごとに新品のイヤホンを無料で提供すること。
 - ・前面にイヤホン入力端子（持ち込んだ市販のイヤホン等も利用できること）を備えること。
 - ・USB 等の外部入力端子を備えること。なお、外部入力端子を利用した場合の利用料金は、テレビ料金の提案金額と同額とすること。
 - ・テレビカード不要でも使用可能な時計表示機能（地上デジタル放送を利用して自動補正されるものに限る）が付いていること。
- カ. DVD・Blu-ray プレーヤー（東病棟 2 階（小児科病棟）は必須とする）
- ・テレビとセットで設置するものとし、ディスクの入替等が容易であること。
 - ・リモコンは日本語表示で分かりやすいこと。
 - ・再生機能を用いた際の料金は、はテレビ料金と同額とすること。
 - ・不要な場合は取外しができ、引出し等に変更可能であるものが望ましい。
- キ. 冷蔵庫
- ・作動音が就寝時にも気にならない低騒音設計であること。
 - ・SIAA 認証の抗菌仕様であり、容易に清掃できる構造であること。
 - ・簡易的な仕切りが付属すること。
 - ・スムーズに開閉でき、開閉時に大きな音が出ないこと。
- ク. 金庫（セーフティボックス）
- ・破壊されにくく防犯性が高い構造であること。
 - ・可能な限り大きな容量のもの。
 - ・カギは利用者が持ち運び容易なものであること。
 - ・誰でも取り扱いが容易なものであること。
 - ・カギ紛失時にシリンダー等の交換が行えること（金庫自体の入替を含む）。
- (3) その他設備
- ア. 洗濯機・乾燥機（必ず新品で用意してください）
- ・テレビカードで利用可能なものであること。なお、硬貨利用を併用することも提案で可としますが、両替機を併設することを条件とします。
 - ・洗濯機・乾燥機が一体型のものについては、1 回の選択で洗濯から乾燥まで行うコース以外に洗濯機機能、乾燥機機能をそれぞれ単体で使用可能なコースを含むものとし、各コースの使用回数が内部的に確認できることを条件とします。
 - ・洗剤等の自動投入機能があること。ただし、利用者の好みの洗剤が利用できるよう、同じ設置場所へ洗剤の自動投入機能が無い機器を一つ併設するようにしてください。
 - ・乾燥機のフィルタ清掃は 1 日 2 回以上行うこと。
 - ・洗濯物の放置問題について対処するため、病室番号を記載するホワイトボードを併設する・衣装かごを用意する等、対策を講じてください。なお、衣装かごについても清掃を行うこと。
 - ・各病棟、最低一つは車椅子利用者が一人で利用できる高さで設置すること。
- イ. 特別個室におけるテレビ・調度品類（⑥及び⑦は新品又は布を張り替えたものであること）
- 特別個室（5 室）における以下設備を設置管理すること。なお、利用料金は全て無料とする。
- ① テレビ（32 インチ以上。その他条件は 7（2）エの記載条件を満たす）
 - ② DVD・Blu-ray プレーヤー（7（2）オに記載する条件を満たす）

- ③ テレビ台（収納付き）
- ④ 冷蔵庫（冷凍室付、45 リットル程度、幅 440mm×奥行 452mm、高さ 511mm を上限）
- ⑤ ベッドサイドテーブル（収納・金庫付き）
- ⑥ ソファベッド（シングルベッド程度の大きさになるもの）
- ⑦ チェア（1人掛けを2脚程度）
- ⑧ ローテーブル（収納付き）
- ⑨ その他必要な設備（提案による）

ウ. テレビカード販売機、精算機

- ・販売機は高額紙幣（1万円札、5千円札）の使用ができること。高額紙幣の使用ができない機器を設置する場合は、全ての販売機に両替機を併設することを条件とします。
- ・精算機の利用では手数料等を徴収しないこと。

(4) 提案による設備等【加点項目】

※必須項目ではないため、下記設備等の設置管理が行える場合のみ提案ください。

ア. 病棟ダイルム等におけるテレビ（ダイルムは東西病棟 2 階～9 階、南病棟 1～2 階）の設置管理ができ、以下条件を満たせる。

- ① 利用料金は無料。
- ② 32 インチ以上、位置調節アーム等不要。その他条件は 7（2）エの記載条件を満たす。

イ. 東病棟 2 階（小児科病棟）向けの子供向けディスク（著作権処理済の業務用であること）。

ウ. その他当院の療養環境向上（収納能力の拡大など）になるとと思われるもの。

6 運営事業者の審査と決定等

(1) 運営事業者の決定方法

応募者から提出された書類に基づき資格審査を行います。その後、資格審査合格者による企画提案（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、各提案内容、運営能力、施設使用料等について、総合的な評価により運営事業者候補者を選定します。概要と配点については、別紙評価基準を参照ください。

企画提案の開催日時は、後日文書にてお知らせします。なお、応募業者が 4 者以上となった場合、資格審査で 3 者を選定（施設使用料や実績により選定します）したうえで、企画提案を開催することとします。

(2) 決定通知等

資格審査の合否及び運営事業者候補者決定時に文書で通知します。資格審査の合否通知及び合格者による企画提案（プレゼンテーション）の日時の通知は 12 月中旬、運営事業者候補者の決定は企画提案日より 1 週間以内を予定しています。

(3) 決定の取消

次の場合には、運営事業者としての決定を取り消すことがあります。

- ア. 正当な理由なく当院の指定する期日までに使用許可申請を行わなかった場合
- イ. 運営事業者候補者の決定から使用許可の手続までの間に、運営事業者について資金事情の変化等により設置運営の履行が確実でないと当院が判断した場合
- ウ. 著しく社会的信用を損なう等により運営事業者として相応しくないと当院が判断した場合
- エ. 運営事業者が申込者としての資格を失った場合

オ. 提出書類に虚偽の記載があった場合

7. 応募資格

下記要件を全て満たす場合に限り、応募できるものとします。

- (1) 過去5年以内（令和4年10月1日現在）に、500床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院をいう。）において、3年以上継続してテレビ床頭台及びランドリー等事業の業務を行った実績を持つ法人であること。
- (2) 参加意向申出書の提出日現在において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（令和26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- (4) 参加意向申出書の提出日現在において、会社更生法（令和14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（令和11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て又は破産手続中でない者であること。
- (5) 参加意向申出書の提出日現在において、国及び地方自治体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 国税、都道府県税及び市区町村税を滞納していないこと。
- (7) 営業開始予定日に滞りなく事業を開始できること。
- (8) その他、本募集要項に規定する条件等を遵守できること。

8. 応募申込手続

本募集に参加しようとする方は、以下により応募申込をしてください。

(1) 提出書類

下記（ア）及び（イ）について、それぞれの期日までに提出してください。

（ア）1部（コピー可）提出 令和4年11月14日（月）17時までに提出

- ・ 国税（法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税）、市税（法人市町村民税、固定資産税、事業所税）を滞納していないことについて、国及び申込者の所在地における地方公共団体が証明する、発行から3か月以内の証明書（直近1年度分）
- ・ 履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）
- ・ 財務諸表（直近2事業年度分） 貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの
- ・ 応募参加申込書（様式1～3）

様式集		注意点
様式1	応募参加申込書	押印不要
様式2	会社概要	8「運営実績」で記載した実績が確認できる書類の写し（許可書や契約書の表紙部分）を添付すること
様式3	役員等名簿及び照会承諾書	法人の履歴事項全部証明書と統一すること。

（イ）10部提出（冊子にしてインデックス貼）令和4年11月29日（火）17時までに提出

- ・会社案内（パンフレット等）
- ・応募参加申込書（様式4）

様式集		内容
様式4	企画書 （11月29日までに提出） A4片面印刷で20頁以内（図面含む）。 「4-1」と、項目ごとにインデックスをつけること。	1 料金設定・使用料に関する提案 2 床頭台等の提案（図面含む） 3 人員体制・苦情等の対応について 4 衛生面及び安全面の考え方 5 機器入替時等の対応について 6 その他提案

(2) 提出先・連絡先

持参又は郵送（配達証明郵便に限る）で提出してください。

〒441-8570 愛知県豊橋市青竹町字八間西 50 番地

豊橋市民病院 事務局管理課 施設担当（診療棟3階） まで

TEL (0532)33-6365 FAX (0532) 33-6177

（持参の場合、土日祝日を除く、8時30分から17時まで）

(3) 提出書類作成上の注意点

- ・様式4「企画書」は必要な事項が記載されていれば、書式や用紙は原則として自由とします。ただし、大きさはA4判（図面はA3判も可）、左綴じとし、各順番は変えないことを条件とします。また、提出する書式は全て片面刷りとし、簡潔な記述に心がけてください。なお、必要な事項が欠落していた場合、当該箇所の評価は行いません。
- ・企画書の文字は原則 10.5 ポイント以上としますが、図表等では他のポイントを使用しても構いません。
- ・図面については、イメージ図・レイアウト図・平面図等を添付資料として提出してください（A3判も可とします）。
- ・「会社案内（パンフレット等）」については参考資料という位置付けであり、その他類する添付資料についても、項目以外の事項については、基本的に評価対象外とします。

9 現場見学及び質疑

様式集		注意点
様式5	現場見学及び説明	令和4年11月4日（金）までの希望する日に実施 （3日前までに提出すること）
様式6	質問書	令和4年11月11日（金）17時までに提出

(1) 現場見学及び説明

現場見学及び説明を下記の期間にて行います（一堂に集まる機会はありません）。希望する場合は、様式第5「現場見学及び説明」に必要な事項を記入の上、参加希望日3日前までに電子メールにより提出してください。なお、参加しなくても応募は可能です。

(ア) 応対日時 令和4年10月24日（月）から11月4日（金）
13時から17時まで（土・日曜日・祝日を除く）

(イ) 電子メール hosp-kanri@city.toyohashi.lg.jp

(2) 募集・内容にかかる質疑について

質疑等がある場合は、様式 6「質問書」を電子メールにより提出してください。なお、提出の場合は、必ず確認の電話をしてください。

(ア) 受付期間 令和 4 年 11 月 11 日 (金) 17 時まで (必着)

(イ) 電子メール hosp-kanri@city.toyohashi.lg.jp

※ 回答は当院ホームページ上で公開 (令和 4 年 11 月 18 日 (金) を予定) します。

当院ホームページ <https://www.municipal-hospital.toyohashi.aichi.jp/>

10 その他

- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類については、本募集に係る事項にのみ使用します。
- ・応募・提案に係る一切の費用は申込者の負担とします。
- ・提出後の追加及び修正は認めませんが、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。
- ・書類の内容について、当院から確認又は問合せを行う場合があります。
- ・運営事業者候補者とは、別途「豊橋市民病院テレビ床頭台等運営事業に関する覚書」(添付資料参照)を締結します。
- ・運営事業者候補者と合意に至らなかった場合は、次順位の者を新たな候補者として手続きを行うこととします。
- ・電子メール等の通信事故について、当院は一切の責任を負わないものとします。
- ・結果通知をした日から覚書締結の日までの期間において、運営事業者候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、覚書を締結しないものとします。なお、この場合、当院は一切の損害賠償の責を負いません。
- ・業務の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出してください。これを怠った場合は、運営事業者としない措置を講じることがあります。
- ・本要項において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(令和 4 年法律第 51 号)によるものとします。
- ・企画提案書等の提出後、ヒアリング等を辞退する場合は、ヒアリング等の実施日前日までに文書(任意の様式)により、辞退届を提出してください。
- ・次の場合には、運営事業者としての決定を取り消すことがあります。
 - (ア) 正当な理由なくして、当院の指定する期日までに行政財産目的外使用許可申請を行わなかった場合
 - (イ) 運営事業者の決定から行政財産目的外使用許可申請までの間に、運営事業者について資金事情の変化等により設置運営の履行が確実でないと当院が判断した場合
 - (ウ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者として相応しくないと当院が判断した場合
 - (エ) 運営事業者が応募者としての資格を失った場合
 - (オ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

11 利用実績(令和 3 年度)

下記は参考値としてください。利用時間等について保証するものではありません。

(1) テレビ床頭台 33,052,710 円 (テレビ・冷蔵庫・Blu-ray)

(2) ランドリー 2,978,800 円

(1 台あたり 洗濯乾燥 約 0.6 回/日 洗濯 約 0.1 回/日 乾燥 約 0.4 回/日)

※ランドリーは「洗濯乾燥機 36 台 (東西病棟は各階 4 台ずつ・南病棟は各階 2 台ずつ)」

※利用料金については下記のとおりです。

- ・テレビ、Blu-ray …1 時間あたり 38.2 円
- ・冷蔵庫 …24 時間あたり 102 円
- ・ランドリー …洗濯のみ・乾燥のみ 1 回 100 円、洗濯から乾燥まで 1 回 300 円